

いきいき高齢者プランを策定しました

（第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画）

平成37年には、日本の高齢者の人口が3600万人（全人口の30%、3人に1人が65歳以上）になると推定されています。超高齢社会の到来に向け、市では高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、取り組むべき重要な施策を明らかに

にすることを目的に「いきいき高齢者プランま

いばら 第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

計画期間は平成24年度から平成26年度までの3年間です。



基本理念

めざせ現役・1世紀

～誰もが住み慣れた地域で
安心して暮らせる絆のまちづくり～

重点施策

認知症高齢者対策の充実

- 地域ぐるみの認知症予防対策の推進
 - ・症状の理解啓発、地域での見守り体制の推進
 - ・予防知識の普及、実践できる環境づくりの推進
- 認知症ケアの充実
 - ・医療、介護、福祉の連携強化、早期発見・早期対応の体制整備や相談窓口の充実

地域包括ケア対策の充実

- 地域包括ケアシステムの構築
 - ・在宅介護サービスの基盤整備と関係機関との連携推進
 - ・地域の介護力を高めるための人材育成

基本目標

- 1 高齢者の元気力を高める**
 - (1) 多様な生きがいづくりと社会参加
 - (2) 積極的な健康づくりの促進
- 2 地域の支え合いの力を高める**
 - (1) 高齢者を支えるネットワークづくり
 - (2) 高齢者を支える人材づくり
- 3 安心して暮らせる生活環境を高める**
 - (1) 認知症対策と権利擁護のための取り組み
 - (2) 災害時などへの対策
 - (3) 安心・安全で快適なまちづくり
- 4 高齢者を支える介護力を高める**
 - (1) 介護保険サービスの提供体制の充実
 - (2) 地域支援事業の実施
 - (3) 一般福祉の充実

国民年金からのお知らせ

国民年金への加入と手続き

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入しなければなりません。国民年金の加入種別と手続き先は、次のとおりです。

国民年金の種別	第1号被保険者となる人	第2号被保険者となる人	第3号被保険者となる人
	自営業、農林業、無職、学生などや第2号被保険者の配偶者で収入があるため扶養になっていない人。	厚生年金の被保険者本人・共済組合の組合員本人	第2号被保険者に扶養されている配偶者
手続き先	市役所 保険課・各庁舎自治振興課・各行政サービスセンター	勤務先	配偶者の勤務先

お問い合わせ
市民部 保険課（近江庁舎）
☎52-6922 ④52-8730

平成24年度から 介護保険料を 改定します

介護保険料の改定について

65歳以上のみなさんの保険料は、介護保険事業計画の中で見直すことになっていきます。

高齢者の増加に伴い、米原市でも介護保険のサービスにかかる費用が年々増える傾向にあることから、今後も安定的に介護サービスを提供していくために、介護保険料の基準となる額を下記のとおり変更しました。(表1)

これにより、介護保険料の基準となる額は、年額50,280円(月額4,190円)から、61,296円(同5,108円)に増額となります。主な増額理由は次のとおりです。

【主な介護保険料の増額理由】

- ・ 余剰金取崩しによる保険料抑制がとぎやむことによる影響額
月額3,061円増
- ・ 第1号被保険者負担割合の変更
(20%→21%)
月額255円増
- ・ 介護報酬等の改定
月額107円増

お問い合わせ

健康福祉部 高齢福祉課(山東庁舎)
☎55-8103 ☎55-8130

表1 介護保険料基準額

新段階	比率	対象者	保険料 ※上段が月額、下段が年額
第1段階	基準額×0.4	生活保護受給者または世帯全員が非課税で老齢福祉年金受給者	2,043円 (24,516円)
第2段階	基準額×0.5	世帯全員が非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	2,554円 (30,648円)
第3段階	基準額×0.65	世帯全員が非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が80万円超120万円以下の者	3,320円 (39,840円)
第4段階	基準額×0.75	世帯全員が非課税で本人の課税年金収入額+合計所得金額が120万円超の者	3,831円 (45,972円)
第5段階	基準額×0.9	世帯の誰かが課税されているが、本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の者	4,597円 (55,164円)
第6段階	基準額×1.0	世帯の誰かが課税されているが、本人非課税で課税年金収入額+合計所得金額が80万円超の者	5,108円 (61,296円)
第7段階	基準額×1.25	本人課税で合計所得金額が190万円未満の者	6,385円 (76,620円)
第8段階	基準額×1.5	本人課税で合計所得金額が190万円以上380万円未満の者	7,662円 (91,944円)
第9段階	基準額×1.75	本人課税で合計所得金額が380万円以上の者	8,939円 (107,268円)

国民年金保険料の納付は 「口座振替の早割制度」 がお得です!

毎月の国民年金保険料の納付を、
□座振替の早割制度(当月末振替)
にされると、毎月14,980円の
保険料が月々50円お得になります。

お申し込みは、□座振替を希望
される金融機関またはお近くの年
金事務所まで。現在、□座振替で
早割制度以外の振替方法を選択さ
れている方がこの制度を希望され
る場合は、振替方法の変更手続き
が必要です。

なお、□座振替の早割制度を申
し込まれると、初回に原則2か月
分(割引のない前月分と割引のあ
る当月分)が振替になります。

納め忘れはありませんか?

国民年金保険料申請免除を提出
し一部免除が承認された方につい
ては、承認期間について一部免除
以外の保険料(1/4納付、半額
納付、3/4納付)を納付期限で
ある2年以内に納付いただかない
と、未納と同じ扱いになり将来的
な年金の金額に反映されません。
納付書を紛失されている場合は、
年金事務所ご連絡をお願いします。

お問い合わせ

日本年金機構 彦根年金事務所
☎949-23-1144 ☎949-23-0003

国民健康保険からのお知らせ 国民健康保険税の税率を改定しました

市では、昨年末の国民健康保険運営協議会からの答申内容に基づき、3月議会で国民健康保険条例の一部改正を行い、平成24年度保険税率を改定しました。

今月号では、国保税の算定方法等について説明します。

国保税の算定方法

国保税は、加入者の方が医療機関を受診された時の医療費等を支払うための「医療分」、後期高齢者医療制度への支援金を支払うための「後期高齢者支援金分」、40～64歳までの加入者の方の介護保険料である「介護分」の3つの区分について税額を算定します。各区分に必要となる見込額から、国や県からの負担金等の収入を差し引きして、加入者に賦課する（＝負担をお願いする）国保税総額を求め、税率を定めます。

今回算定した税率は下表のとおりです。国保税の計算では、それぞれの区分ごとに所得に基づき「所得割」、加入者1人あたりの「均等割」、1世帯あたりの「平等割」を算出し、これらの合計が世帯の国保税額となります。

※今年度から、加入者の方の固定資産税額に対して賦課する「資産割」は廃止となりました。

(表)平成24年度 国保税の税率一覧

国保税算定方法	医療分 (A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40～64歳の被保険者のみ)
①所得割	基準総所得金額*×6.9%	基準総所得金額*×2.8%	基準総所得金額*×2.0%
②均等割 (加入者一人当たり)	26,900円	9,000円	9,200円
③平等割 (一世帯あたり)	21,600円	7,200円	5,000円
保険税	①+②+③の合計金額		
最高限度額	年間51万円	年間14万円	年間12万円

※基準総所得は前年中の所得から33万円をひいた金額です。

計算例①



50歳代の夫婦 2人世帯

総所得額 190万円
(基準総所得額157万円)
資産税額 9万円

H24	医療分(A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40～64歳の被保険者のみ)
①所得割	(=157万円×6.9%) 108,300円	(=157万円×2.8%) 43,900円	(=157万円×2.0%) 31,400円
②均等割	(=26,900円×2人) 53,800円	(=9,000円×2人) 18,000円	(=9,200円×2人) 18,400円
③平等割	21,600円	7,200円	5,000円
小計 (①+②+③)	183,700円	69,100円	54,800円
年間 国保税額	307,600円 (参考) 平成23年度から約4.7%の増額		

新しい税率での国保税の計算例は次の①・②のようになります。
詳しい平成24年度の国保税額については、6月に送付する納税通知書にてお知らせいたします。

平成24年度の国保税の計算例

計算例②



30歳代の夫婦 3人世帯 (夫・妻・子)

総所得額 350万円
(基準総所得額317万円)
資産税額 0万円

H24	医療分(A)	後期高齢者支援金分 (B)	介護分 (C) (40～64歳の被保険者のみ)
①所得割	(=317万円×6.9%) 218,700円	(=317万円×2.8%) 88,700円	負担なし
②均等割	(=26,900円×3人) 80,700円	(=9,000円×3人) 27,000円	
③平等割	21,600円	7,200円	
小計 (①+②+③)	321,000円	122,900円	
年間 国保税額	443,900円 (参考) 平成23年度から約8.6%の増額		

また、国が定める基準所得を下回る世帯につきましては、所得に応じて国保税が一部軽減されます。
この軽減判定には世帯主と世帯の国保加入者全員の所得申告が必要です。所得のない方も必ず申告をお願いします。

お問い合わせ
市民部 保険課(近江庁舎)
☎52-6992 ☑52-8730